

## 総会

配布：一般

2018年1月19日

### 第72会期

議事日程議題 72(c)

#### 2017年12月19日に総会により採択された決議

[第三委員会の報告書に基づく (A/72/439/Add.3) ]

#### 72/189. イラン・イスラム共和国における人権状況

総会は、

国際連合憲章、並びに世界人権宣言<sup>1</sup>、国際人権規約<sup>2</sup>およびその他の国際的な人権文書に基づき、

つい最近のそれは、2016年12月19日の決議71/204である、イラン・イスラム共和国における人権状況に関する総会の従前の諸決議を想起し、

1. 決議71/204に従って提出された、2017年10月31日の事務総長報告書<sup>3</sup>、および2017年3月24日の人権理事会決議34/23<sup>4</sup>に従って提出された、2017年8月14日のイラン・イスラム共和国における人権状況に関する人権理事会の特別報告者の報告書<sup>5</sup>に留意する。

---

<sup>1</sup> 決議217A (III)。

<sup>2</sup> 決議2200A (XXI)、添付文書。

<sup>3</sup> A/72/562。

<sup>4</sup> 総会公式記録、第72会期、補遺No.53 (A/72/53)、第IV章、A節参照。

<sup>5</sup> A/72/322 and A/72/322/Corr.1。

2. 幾つかの重要な人権問題に関して、特に女性と種族的少数者の構成員に対する差別を取り除くことについて、イラン・イスラム共和国の大統領により為された誓約を歓迎し続ける。

3. 新しい刑事訴訟法、少年と子どもに関する刑事訴訟法案、薬物関連犯罪に対する罪に関する麻薬取締法の改正および適切に実施されたならば、幾つかの人権の懸念に対処するであろう市民の権利憲章を含む、イラン・イスラム共和国における提案されたかまたは採択された立法および行政の変更を認める。

4. 定期報告書の提出を通じたものを含む、人権条約機関とのイラン・イスラム共和国の関与を歓迎し、そしてとりわけ児童の権利に関する委員会および障がい者の権利に関する委員会とのイラン・イスラム共和国政府の関与および普遍的定期的審査へのその参加に留意する。

5. 基本的なサービスへのアクセス、とりわけ保健医療および子どもの教育へのアクセスを多数のアフガニスタン難民に認めながら、彼らを迎えるためのイラン・イスラム共和国の取組もまた歓迎する。

6. イラン・イスラム共和国とイラン・イスラム共和国における人権状況に関する特別報告者との現行の接触と対話、並びにその他の特別手続職務権限保有者へ招待状を出したことを更に歓迎する。

7. 人権に関する二当事者間対話に従事する用意があるというイランの高等人権評議会およびその他のイランの官僚の表明を歓迎する。

8. 透明性を欠いた過程を通して、資格を奪われた全ての女性の大統領候補者を含む、数多くの候補者について懸念を表明すると同時に、高い投票率を見せそして地方評議会における女性の代表者の数の増加をもたらした、2017年5月の大統領および地方評議会選挙と平和裏の選挙過程の成果に留意する。

9. 少数者や犯行時に18歳未満だった者に対して死刑を課すこと、そして児童の権利に関する

る条約<sup>6</sup>と市民的及び政治的権利に関する条約<sup>2</sup>の両方に違反した、強制自白に基づいたまたは犯行時に18歳未満だった者に対して、最も重大な犯罪としての資格がない犯罪に対して行われた処刑を含む、その国際義務に違反した、イラン・イスラム共和国による死刑を科すことや実施することの驚くほどの高い頻度に重大な懸念を表明し、受刑者の家族または弁護士への通知なしに遂行された処刑を含む、国際的に認められた保護条項に対する継続的無視に懸念を表明し、そしてイラン・イスラム共和国政府に対し、法においてまた実践において、元の司法権の長により発せられたこの実践を終わらせることを求めている2008年指令に反している、公開処刑を廃止することを求める。

10. イラン・イスラム共和国に対し、誰も拷問またはその他の残虐な、非人間的なまたは品位を傷つける取扱いまたは性的暴力を含む可能性のある、刑罰、並びに刑法の改正、イラン・イスラム共和国の憲法上の保証および国際義務に適合して、犯罪の性質に対して過剰な刑罰の対象としないことを、法においてまた実践において、確保することを求める。

11. イラン・イスラム共和国に対し、二重および外国国籍者を標的とするこの実践の使用を含む、恣意的拘禁の広範かつ組織的な使用を止めること、また逮捕の時点から裁判および全ての上訴のあらゆる段階を通して人が選択した法的代理人への時宜を得たアクセス、拷問、残虐なそして非人間的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰の対象とされない権利および裁判中の保釈や拘束からの解放のためのその他の合理的な条件の考慮を含む、公平な裁判基準を確保する手続的保証を、法においてまた実践において、維持することを促す。

12. イラン・イスラム共和国に対し、適切な医療に対するアクセスの拒否と結果として生じる収監者が直面している死の危険を取り除くため、刑務所の劣悪な条件に対処することまたその健康についての重大な懸念にもかかわらず2009年の大統領選挙からの指導的な反体制派の人物の継続したかつ持続的な自宅収監に、並びに逮捕を通じたものを含む、その親戚および扶養家族に対して加えられた圧力に終止符を打つことを求め、そしてまたイラン・イスラム共和国に対し、人権侵害の苦情を調査する信頼に足るまた独立した刑務所監視当局を設立することをまた求める。

13. 司法および治安部門を含む、イラン・イスラム共和国に対し、その中で、独立した、多様

---

<sup>6</sup> 国際連合、条約集、第1577巻、No.27531。

なそして多民族の市民社会が、妨害や危険がなく活動できる安全でそれを可能にする環境を、法においてまた実践において、創設しそして維持することをまた求め、イラン・イスラム共和国に対し、オンラインとオフラインの両方で、政治的反対派、人権擁護者、女性や少数者の権利活動家、労働指導者、学生の権利活動家、学界、映画製作者、ジャーナリスト、ブロガー、ソーシャル・メディアの利用者とソーシャル・メディアのページ管理者、メディア労働者、宗教指導者、芸術家、法律家および認められたまた認められていない宗教的少数者に属する人とその家族に対する嫌がらせ、脅迫および迫害を終わらせることを含む、表現、言論、結社および平和的集会の自由に対する権利に関する広範かつ重大な制限を、法においてまた実践において、終わらせることを促し、そしてイラン・イスラム共和国に対し、これらの権利の合法的な行使のために恣意的に拘束された人を解放すること、そのような基本的自由を行使することに対する、死刑および長期の国内追放を含む、過度に過酷な刑を撤廃することを考慮することそして国際連合人権メカニズムとの協力についてを含む、個人に対する報復を終わらせること更に求める。

14. イラン・イスラム共和国に対し、暴力に対する女性と女兒の保護およびその平等の保護並びに司法へのアクセスを確保する措置を講じるため、児童の権利委員会により勧告されたような、子どもの関係する出来事、早期のまた強制された結婚に対処するため、指導力および意思決定過程における女性の参加を促進し、支援しそして可能にするため、そしてイラン・イスラム共和国における教育のあらゆるレベルにおける高い在籍者数を認識すると同時に、教育のあらゆる側面に対する女性の平等のアクセスと労働市場における女性の平等な参加に関するまた経済的、文化的、社会的並びに政治的生活のあらゆる側面における制限を撤廃するため、移動の自由に対する権利、到達し得る最高水準の身体的および精神的健康の享受に対する権利、働く権利に関するものを含む、女性と女兒に対するあらゆる形態の差別およびその他の人権侵害を、法においてまた実践において、取り除くことを強く促す。

15. イラン・イスラム共和国に対し、アラブ、アゼリー、バローチ、クルドおよびトルクメン並びにその擁護者を含むがそれに限定されない、宗教的、種族的、言語的またはその他の少数者に属する者に対するあらゆる形態の差別およびその他の人権侵害を、法においてまた実践において、取り除くことを求める。

16. 思想、良心、宗教または信念の自由に対する権利に関する現行の厳しい制限や制約、礼拝

の場の設立に関する制約、礼拝や埋葬の場に対する攻撃および嫌がらせ、脅迫、迫害、恣意的な逮捕や拘束、教育へのアクセスの拒否およびその他の人権侵害、イラン・イスラム共和国における、キリスト教徒、ユダヤ教徒、イスラム教スーフィー派、イスラム教スンニ派、ヤルサン教徒、ゾロアスター教徒およびハバーイー教の構成員およびその擁護者を含む、認められたまた認められていない宗教的少数者に属する人に対する暴力を主導する憎悪への扇動について重大な懸念を表明し、そしてイラン・イスラム共和国政府に対し、2008年以降恣意的に拘束されてきていると人権理事会の恣意的拘禁に関する作業部会により宣言されたハバーイー指導部の構成員を含む、認められたまた認められていない少数者の構成員の地位のためにまたはそれのための活動のために収監された全ての宗教的実行者を解放すること、事業や財産の廃止や没収、免許の取り消しや特定の公的および私的部門における雇用の拒否などの、経済的制約を含む、あらゆる形態の差別および認められたまた認められていない宗教的少数者に属する人に対するその他の人権侵害を、法においてまた実践において、取り除くことそして宗教的少数者に属する人に対して罪を犯した者に対する刑事責任の免除を終わらせることを求める。

17. イラン・イスラム共和国に対し、イランの司法および治安機関が関与しているものを含む、重大な人権侵害のあらゆる事例に対応する包括的な説明責任過程を開始することを求め、そしてイラン・イスラム共和国政府に対し、そのような侵害に対する刑事責任の免除を終わらせることを求める。

18. イラン・イスラム共和国に対し、同国がすでに当事国であるこれらの人権条約の下でのその義務を履行すること、不正確であるかまたは同条約の目標や目的と相いれないと考えられるあらゆる留保を撤廃すること、同国がすでに当事国である国際的な人権条約の機関により採択されたイラン・イスラム共和国に関する最終報告書に従って行動することを考慮することそして同国がまだ当事国でない国際的な人権条約を批准することまたは加入することを考慮することもまた求める。

19. イラン・イスラム共和国に対し、以下のことにより、国際的な人権メカニズムとのその関与を深めることを更に求める。

(a) その職務権限を実行するため同国を訪れるという特別報告者により繰り返された要請を受け入れることによるものを含めて、イラン・イスラム共和国における人権状況に関する特別報告

者と十分に協力すること。

(b) これらの訪問に不適當な条件を課すことなしに、イラン・イスラム共和国により発せられた慣習的な招待にもかかわらず、同国の領域へのそのアクセスが制限されてきたかまたは拒否されてきている、テーマ別特別手続職務権限保有者からの同国へのアクセスを求める長期にわたる要請を促進することによるものを含めて、その他の特別メカニズムとの協力を増すこと。

(c) 履行過程における独立した市民社会とその他の利害関係者の完全かつ純粋な参加を得て、また、2019年のその来るべき第三巡に積極的に関与することにより、2010年のその第一巡、2014年の第二巡から受け入れた全ての普遍的定期的審査の勧告を履行すること。

(d) 国際連合人権高等弁務官事務所を含む、国際連合との人権および司法改革に関する協力を探ることを続けることにより、普遍的定期的審査過程とのイラン・イスラム共和国の関与に基礎を置くこと。

(e) 経済的、社会的および文化的権利に関する委員会の勧告に当然払うべき注意を払って、第一回および第二回の普遍的定期的審査の両方の文脈において人権理事会により為された、独立した国内人権機関を設立するというその公約を最後まで続けること。

20. イラン・イスラム共和国に対し、人権の懸念に関してイラン・イスラム共和国大統領により為された誓約を、可及的速やかに、極めて明らかな改善をもたらす具体的行動に移すことを続けることそしてその国内法が国際的な人権法の下でのその義務に適合することとそれが同国の国際的義務に従って履行されることを確保することを求める。

21. イラン・イスラム共和国に対し、イラン・イスラム共和国の人権状況に関する事務総長と特別報告者の報告書において強調された実質的な懸念、並びに総会の従前の諸決議において見られた行動に対する具体的呼びかけに対処することそして法においてまた実践において、その人権義務を十分に尊重することもまた求める。

22. 関連するテーマ別特別手続職務権限保有者に対し、調査することと報告することを目的に、

イラン・イスラム共和国における人権状況に特別な注意を払うことを強く奨励する。

23. 事務総長に対し、その履行を改善するための選択肢と勧告を含む、本決議の履行において為された進展についてその第73会期の総会に報告することをまたその第37会期の人権理事会に中間報告書を提出することを要請する。

24. 「人権の促進および保護」という表題の議題の下でその第73会期にイラン・イスラム共和国における人権状況のその考察を続けることを決定する。

第73回本会議

2017年12月19日